

# とやさい

広報

2007 (平成19年)

3

No. 451

発行・編集/〒039-4711  
青森県下北郡佐井村  
大字佐井字糠森20  
佐井村役場 総務課  
TEL : 0175 (38) 2111  
FAX : 0175 (38) 2492

第22回むつ・下北地区子ども会  
郷土芸能発表会  
2/4日  
午後1時開演  
下北文化会館  
[大森一カ]



第22回むつ・下北地区子ども会郷土芸能発表会  
突越地区「ほまなす子ども会」

## 今月の主な内容

- 石澤多佳樹氏叙勲受章..... 2
- むらつくり基本条例案検討... 3
- 統一地方選挙のお知らせ... 4・5
- 村・県民税の改正..... 6・7
- 村職員の給与等の状況... 8・9
- 交母だより..... 10
- こちら佐井駐在所..... 11

- 2月の出来事..... 12・13
- 保健師・歯科だより..... 14
- 住民福祉課から..... 15
- 産業建設課から..... 16
- お知らせ・募集コーナー... 17~19
- 戸籍の窓口・ほか..... 20

## 佐井村の人口

男	1,382 (△1)	計	2,734 (△5)
女	1,352 (△4)	世帯数	1,055 (△1)

1月31日現在

( ) 内は前月比

# 受章おめでとございます

## 秋の叙勲

### ☆旭日双光章受章☆

#### 【地方自治功労】

石澤氏は、昭和三十八年村議会議員に初当選以来、連続三期十二年にわたり村政に参画。その間、村議会議長の要職に二度就任され、村議会の円滑な運営に尽力されました。その後、佐井村長として二期八年間を地場産業の発展や観光開発に力を注がれ、地域社会の発展と地方自治の振興に大きく貢献されました。



石澤多佳樹さん（76歳）

#### ◎叙勲に係る主な経歴

- ◆佐井村長（2期8年）
- ◆佐井村議会議員（3期12年）
- ◆佐井村議会議員（5年）

地方自治の振興発展に尽力された功績に対し、平成十八年秋の叙勲で石澤多佳樹氏が「旭日双光章」を受章されたことを記念して、二月三日（土）、津軽海峡文化館「アルサス」しおさいホールにおいて受章祝賀会が開催されました。

太田村長は「これまで培ってこられた貴重な経験をもとに佐井村の発展にご協力いただきたい。」と、川岸議会議長は「佐井村を愛し地方自治の発展向上に尽くしてこられ、今後も村政発展に力を賜りたい。」と祝辞を述べました。

石澤氏は「皆様方のご支援、ご協力に深く感謝する。今後とも村政発展のため力を尽くしたい。」と謝辞を述べ、引き続き祝舞、祝宴が行われ、石澤氏の受章を祝いました。



## 「佐井村むらづくり基本条例」制定に向け、 第1回検討委員会が開催されました。

平成19年2月1日(木)役場第2委員会室において、「第1回佐井村むらづくり基本条例案検討委員会」が開催されました。

「佐井村むらづくり基本条例」とは、一般的には「自治基本条例」と言われるもので、住民・民間団体・議会・行政がそれぞれの役割を明確にし、それぞれが協働したむらづくりを強力に進め、佐井村の自治の確立を目指すために制定するものです。

通常、条例は行政が条例案を作成→議会へ提案→議会で可決→制定となりますが、「むらづくり基本条例」は行政が作るのではなく、検討会を立ち上げ、作成の段階から住民の方に参加していただき、住民と行政とで作り上げる形となります。

第1回検討委員会では、村長から委員及びオブザーバーへ委嘱状及び辞令の交付が行われ、会長に岡本良夫さん、副会長に島野慶司さんが選任されました。

その後、事務局から今後のスケジュール、条例素案等が説明され、質疑等では委員及びオブザーバーからたくさん質問、意見が出されました。

次回からは、条例の詳細について本格的に検討していくこととなりますが、今後のスケジュールは下記のとおりです。委員会の内容については、今後も広報等でお知らせしますが、住民説明会や条例素案の縦覧なども予定していますので、村民のみなさんの積極的なご意見を期待しています。

### ※自治基本条例とは……

むらづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた、自治体の最高法規です。条例では、住民をむらづくりの主役に据え、住民参加のしくみや、住民の権利・責任を定めているのが特徴で、条例という形で法的根拠を持たせるものです。

2001年全国で初めて制定し有名になったのが北海道ニセコ町で、県内では八戸市、旧倉石村が制定しています。地方分権が進むにつれ、「自立した自治体を目指そうとしている自治体」がこの条例を制定しており、全国的に広がっていくものと見通されています。



### 【条例制定までのスケジュール】

- |      |                   |
|------|-------------------|
| 2月下旬 | 第2回検討委員会          |
| 3月中旬 | 第3回検討委員会          |
| 4月中旬 | 第4回検討委員会          |
| 5月上旬 | 条例案の縦覧・意見募集       |
| 中旬   | 住民説明会(各地区)        |
| 下旬   | 第5回検討委員会          |
| 6月中旬 | 村議会6月定例会に条例案を提出予定 |



### 佐井村むらづくり基本条例案検討委員及びオブザーバーの紹介

#### ○委員

会長	岡本良夫さん
副会長	島野慶司さん
委員	山本高野さん
	内田誠一さん
	和田さとみさん
	宮川徳之さん
	松谷比呂志さん
	石塚育子さん
	船越一孝さん
	瀬原富貴子さん

#### ○委員会オブザーバー(村職員)

総務課	佐々木一志
産業建設課	東出尚哉
教育委員会	山本尚樹
住民福祉課	宮澤淳
行財政改革室	東出隆広

#### ○事務局

役場行財政改革室  
TEL: 38-2111  
FAX: 38-2492  
e-mail: si-kikaku@sai.e-shimokita.jp

#### 会長 岡本良夫さんから一言

村民参画のもと、知恵と力を合わせ、地域の特性や資源を活用した創造的な地域づくりが求められています。

委員会では、みなさんからの積極的なご意見をお待ちしています。

# 統一地方選挙のお知らせ

**4月8日**は青森県議会議員選挙の投票日です。

**4月22日**は佐井村議会議員選挙の投票日です。



**投票できる人**（選挙人名簿に登録されている人）

選挙の日程		青森県議会議員選挙	佐井村議会議員選挙
告示日		3月30日(金)	4月17日(火)
投票日		4月8日(日)	4月22日(日)
期日前投票・不在者投票のできる期間		3月31日(土)～4月7日(土) 午前8時30分～午後8時	4月18日(水)～4月21日(土) 午前8時30分～午後8時
佐井村で投票できる方	年齢要件	昭和62年4月9日までに生まれた人	昭和62年4月23日までに生まれた人
	住所要件	平成18年12月29日までに佐井村に住民登録をして投票日まで引き続き住所を有している人	平成19年1月16日までに佐井村に住民登録をして投票日まで引き続き住所を有している人



## 転出した人

### ◇県議会議員選挙

- ①県外へ転出した人→選挙資格がなくなり、投票できません。
- ②県内の他の市町村へ転出した人（佐井村の選挙人名簿に登録されている人）  
→佐井村で投票することになります。（②の場合、転出先の市町村長が発行する証明書【その市町村に引き続き住所を有する旨の証明書（住民票でも可）】が必要。

### ◇村議会議員選挙

村外へ転出した人→選挙資格がなくなり投票できません。



## 転入した人

- ◇県内の他の市町村から転入した人（転入届をして3ヶ月を経過していない人）  
→前住所地で投票することになります。（この場合、佐井村発行の証明書が必要です。）

## 期日前投票について

- ◇投票日に仕事や旅行などで投票に行けない方  
投票場所→佐井村役場「振興センター（和室）」  
※入場券を持参してください。

## 不在者投票について

- ◇仕事の都合で他の市町村にいる方又は病院等に入院している方  
※佐井村や病院長等に早めに請求手続きをしてください。（※村議選については、4月号広報でお知らせします。）

◇郵便による不在者投票

「郵便投票証明書」の交付を受けている人は自宅で郵便による不在者投票ができます。

- 申請手続 → ①本人が署名した郵便投票証明書交付申請書  
 ②身体障害者手帳または戦傷病者手帳



投票場所及び投票時間 (県議選・村議選)

投票区	投票場所	投票時間
第1投票区 大佐井	津軽海峡文化館「アルサス」	午前7時から午後8時まで
第2投票区 古佐井	佐井村農業研修センター	午前7時から午後8時まで
第3投票区 原田	原田地区生活改善センター	午前7時から午後8時まで
第4投票区 川目	川目地区生活改善センター	午前7時から午後8時まで
第5投票区 矢越	矢越地区生活改善センター	午前7時から午後8時まで
第6投票区 磯谷	磯谷地区漁民研修センター	午前7時から午後8時まで
第7投票区 長後	長後地区生活改善センター	午前7時から午後7時まで
第8投票区 福浦	歌舞伎の館	午前7時から午後7時まで
第9投票区 牛滝	牛滝地区交流促進センター	午前7時から午後7時まで

開票場所及び開票時間 (県議選・村議選)

開票所	開票時間
津軽海峡文化館「アルサス」 しおさいホール	午後8時45分から

投票所入場券

- ◇入場券は、ハガキで各家庭に郵送いたします。  
 ◇入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所でその旨申し出て下さい。

佐井村議会議員選挙立候補予定者説明会  
～お知らせ～

選挙管理委員会では、「佐井村議会議員選挙」に立候補を予定されている方を対象にして、次のとおり説明会を開催します。

- 日時 平成19年3月19日(月)午後3時～
- 場所 佐井村役場 2階 第二委員会室



選挙は明るく公正におこないましょう

選挙は、私たちが直接政治に参加できる絶好の機会です。

私たちの青森県、私たちの佐井村がより一層住み良いまちとなるよう、棄権せずみんなで投票に行きましょう

問い合わせ：佐井村選挙管理委員会 TEL 0175-38-2111

村・県民税 国から地方への税源移譲によって

## 平成19年度から大きく変わります

村や県では、皆さんが豊かで健康的な日常生活を送ることができるよう、教育・福祉などの公共サービスや、道路・上下水道などの公共施設の整備を推進しています。そのために必要な費用を、村・県民が所得に応じて分担し合うのが『村・県民税』です。

各自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを提供できるように進められてきた国の三位一体改革の一環として、国から地方への税源移譲によって、平成19年度から村・県民税の税率などが大きく変わります。村・県民税の内容や改正事項などについてお知らせします。

### 納税義務者

毎年1月1日現在、佐井村に住所がある個人です。納税者に便利なように村民税分と県民税分を併せて納めていただく制度となっております。また、村内に事業所や家屋敷を有する個人であって、村内に住所がない方でも、公益性の観点から均等割が課税されます。

### 税額

村・県民税は均等割と所得割から構成されています。

#### ▼均等割（一律）

村民税 3,000円  
県民税 1,000円

平成17年1月1日現在65歳以上の方で、前年の所得が125万円以下の方は、18・19年度に限り一定額が軽減されます。

#### ▼所得割（前年中の所得に応じて）

※平成18年度まで

課税標準額	税率	速算控除
村民税 200万円以下	8.3%	10万円
700万円以下	10.8%	24万円
700万円超	13.3%	7万円
県民税 700万円以下	8.3%	7万円
700万円超	10.8%	24万円
700万円超	13.3%	7万円

### 所得割の税額の計算方法

課税標準額＝①所得金額－②所得控除額  
税額＝課税標準額×税率－速算控除－③税額控除額

①所得金額…事業所得、給与所得、雑所得、一時所得など  
②所得控除…扶養控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除など  
③税額控除額…配当控除など

## 平成19年度からの主な改正事項

### 税源移譲

『地方にできることは地方に』という方針の元に進められている国の三位一体改革。村や県では国が国税として集めた財源の中から国庫補助金として配分を受けています。

このため、各自治体が自主的に財源確保を行い、住民にとってより効果的な行政サービスが行えるよう国税【所得税】から地方税【村・県民税】へと税源移譲が行われることになり、平成19年度の村・県民税から改正されます。

### 所得割の税率変更

平成19年度から所得割の税率が次のように一元化されます。

課税標準額	税率
村民税	一律 6%
県民税	一律 4%

税率が一律6%（県民税と合わせると10%）に一元化されることにより、多くの村民が負担増となります。しかし、平成19年分の所得税から引き下げになりますので、双方を合わせた税額に変更はありません。（ただし、定率減税の廃止により、その分は増額になります）

### ★参考

税源移譲前と税源移譲後での村・県民税所得割と所得税の負担額の推移（定率減税分を含めないで計算しています）

#### ◆独身者の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	村・県民税	所得税	合計
200万円	34,500	64,000	98,500
300万円	64,500	124,000	188,500
500万円	163,000	258,000	421,000

給与収入	税源移譲後（単位：円）		
	村・県民税	所得税	合計
200万円	66,500	32,000	98,500
300万円	126,500	62,000	188,500
500万円	260,500	160,500	421,000

扶養者がいない場合で、一定の社会保険料が控除されるものとして計算

#### ◆夫婦と子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前（単位：円）		
	村・県民税	所得税	合計
300万円	9,000	0	9,000
400万円	41,000	49,000	90,000
500万円	76,000	119,000	195,000

給与収入	税源移譲後（単位：円）		
	村・県民税	所得税	合計
300万円	9,000	0	9,000
400万円	65,500	24,500	90,000
500万円	135,500	59,500	195,000

妻は無職で、子どもが1人特定扶養に該当するものとして計算

## 定率減税の廃止

平成11年度から緊急避難的な措置として導入されてきた定率減税（17年度まで15%、18年度は7.5%）は、19年度から廃止されます。（所得税においては17年分まで20%、18年分は10%、19年分から廃止されます。）

## 調整控除の創設

所得税と村・県民税では、基礎控除や扶養控除などのいわゆる人的控除額に差があるため、税率の改正だけでは単純に増額となります。そのため人的控除額の差に基づく負担増を調整するための調整控除が設けられます。

## ○人的控除額の差

		(単位：千円)		
	項目	所得税	住民税	差額
本人	基礎	380	330	50
	寡婦・夫	270	260	10
	特別寡婦	350	300	50
	勤労学生	270	260	10
障害	普通	270	260	10
	一般	400	300	100
配偶者	一般	380	330	50
	老人	480	380	100
扶養者	一般	380	330	50
	特定	630	450	180
	老人	480	380	100
	同居老親	580	450	130
	特別同居割増	350	230	120

## 退職所得に係る特別徴収税額表の廃止

退職所得に係る特別徴収税額表は、村・県民税の比例税率化によって簡素化されることに伴い、廃止されることになりました。（平成19年1月1日以降に支払われる退職手当から適用されます）

## 地震保険料控除の創設

これまでの損害保険料を全廃し、新たに地震損害保険料控除が創設されます。（平成20年度から適用されます）

### 平成19年度から

支払った損害保険料の額に応じて一定の金額を所得から控除

#### 【控除限度額】

長期損害保険料：1万円  
短期損害保険料：2千円  
ただし、上限1万円

### 平成20年度から

支払った地震等相当保険料の2分の1の金額を所得から控除

#### 【控除限度額】

2万5,000円  
ただし、平成18年末までに締結した長期損害保険については、従前どおり損害保険料控除する。

## 住宅ローン控除への対応

住宅ローン控除は、所得税にだけ適用されていた制度ですが、平成19年以降の所得税が引き下げられることにより、今までは控除できていた税額が控除できなくなるといふ現象が考えられます。このような場合には、翌年度の村・県民税を減額することで住宅ローン控除適用者が不利にならないような調整措置が講じられます。

## ○対象者

平成19年分以降の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用がある方。（ただし平成11年から18年末までに入居したかたに限りません）

## ○計算方法

(イ) 当該年分の住宅ローン控除額  
(ロ) 当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額に、改正前（現行）の税率を適用した場合の所得税額（住宅ローン控除適用前）

(イ)と(ロ)のいずれか少ない金額  
＝当該年分の所得税額（住宅ローン控除適用前）  
＝控除対象額  
ただし、この措置は対象者からの「減額申請書」による申請に基づき、平成20年度から28年度までの村・県民税に適用されます。

## 税額改正について

平成18年度においては特に65歳以上の方に対し、公的年金等控除額の計算方法の改正、老年者控除の廃止、合計所得125万円以下の方の非課税措置の廃止（ただし18・19年度は経過措置あり）、定率減税の半減により、大幅に増額となりました。

19年度は定率減税の廃止や所得割の税率改正などにより大半のかたは、村・県民税が増額となる見込みです。

## ◆問い合わせ先

住民福祉課 国保税務係  
電話 38-2111 内線 32・36

## 自動車税と住所変更について

自動車をお持ちの皆さんには、毎年6月初めに自動車税の納税通知書を送付しています。

この場合、納税通知書は原則として自動車検査証に記載された住所地へ送っています。

異動等で住所が変わった場合は、管轄の運輸支局で変更登録の手続きが必要です。

変更登録の手続きが遅れている場合は、県税部までご連絡ください。

下北地域県民局県税部 22-8581 内線210

# 村職員の給与等の状況

地方公務員給与の適正化を目的とした国の指導に基づく村職員の給与の状況をお知らせします。

## ◎人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H18. 3. 31現在)	実質収支	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
17年度	2,855人	49,230千円	2,111,097千円	458,473千円	21.71%

※人件費には特別職（議員、農業委員等）に支給される給料・報酬を含みます。

## ◎職員給与費の状況（平成18年度普通会計当初予算）

区 分	職員数 A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合 計 B	1人当たりの給与費 (B/A)
18年度	57人	211,816千円	17,978千円	84,906千円	314,700千円	5,521千円

※給料月額額の2%、期末・勤勉手当については職制上の段階、職務の級等による加算措置無の3%を削減し抑制措置をしています。

## ◎職員の平均給与月額及び平均年齢の状況（H18. 4. 1現在）

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
佐井村	40.0歳	325,169円	53.2歳	347,631円
国	40.4歳	381,212円	48.4歳	318,595円

## ◎昇給期間短縮の状況

区 分	行 政 職		技能労務職	
	職 員 数	昇給期間短縮職員数	職 員 数	昇給期間短縮職員数
17年度	51人	30人	4人	3人
	比 率	58.8%	75.0%	
16年度	52人	27人	5人	0人
	比 率	51.9%	0%	

## ◎職員の初任給の状況（H18. 4. 1現在）

区 分	行政職	技能職	国 の 制 度	
			行政職	技能職
高校卒	138,400円	135,600円	138,400円	135,600円
大学卒	172,200円		170,200円	

## ◎級別職員数の状況

区 分	平成18年 4月 1日現在						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
行政職	4人	12人	13人	11人	9人		49人
構成比	8.2%	24.5%	26.5%	22.4%	18.4%		100%

## ◎期末・勤勉手当の状況

H17年度	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月	0.75月
12月期	1.6月	0.75月
計	3.0月	1.50月

※支給割合は国と同じです。

## ◎級別の標準的な職務内容

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
行政職	主 事	主 事	係 長	課 長 補 佐	課 長 ・ 室 長	課 長 ・ 室 長
	技 師	技 師	主 査	室 長 補 佐	事 務 局 長	事 務 局 長
	主 事 補		技 師	主 任 保 育 士	出 先 機 関 の 長	出 先 機 関 の 長
				主 幹		参 事
						教 育 次 長



## ◎その他の手当

区分	内 容			金額
扶養手当	配偶者	1人目	配偶者有	13,000円
			扶養親族	6,000円
			非扶養親族	6,500円
	配偶者以外	2人目	配偶者無	11,000円
			3人目以上	6,000円
			満16歳から22歳までの子に加算となる額	5,000円
住居手当	借家（貸間）限度額			27,000円
	持ち家			3,000円
通勤手当	交通機関利用者限度額			55,000円
	交通用具利用者限度額			20,900円

※持ち家の住居手当及び交通用具利用者の通勤手当を除き国と同額です。

## ◎特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
給料	村長	518,000円
	教育長	440,000円
報酬	議長	188,300円
	副議長	156,800円
	議員	149,800円
		(17年度支給割合) 6月期 1.60月 12月期 1.75月 合計 3.35月

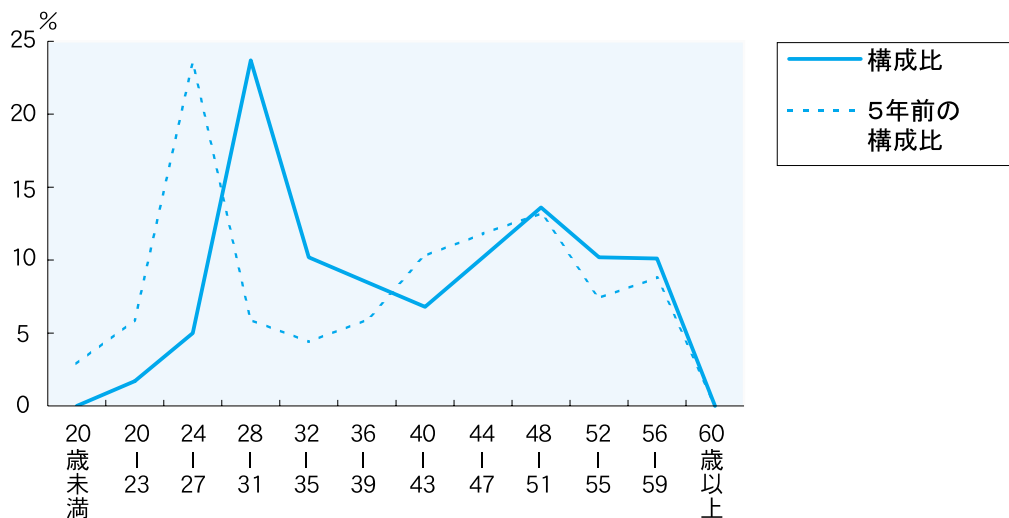
※村長給料の30%、教育長給料の20%、議員報酬30%を削減した金額です。

## ◎部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分	部門	職員数			前年増減数及び増減の理由	
		平成16年	平成17年	平成18年	前年増減数	増 減 理 由
一般行政	議 会	2	2	2	0	
	総務企画	18	16	18	+2	組織・機構の見直し
	税 務	3	3	2	-1	組織・機構の見直し
	民 生	13	12	12	0	
	衛 生	4	4	4	0	
	労 働	0	0	0	0	
	農林水産	6	6	4	-2	退職者不補充、組織・機構の見直し
	商 工	1	1	2	+1	
小 計	49	46	46	0		
特別行政	教 育	8	8	7	-1	組織・機構の見直し
一般会計合計		57	54	53	-1	
公営企業等会計	水 道	8	7	7	0	
	そ の 他					
合 計		65	61	60	-1	

※特別行政部門には教育長を含んでいます。

## ◎年齢別職員構成の状況



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数	0人	1人	3人	14人	6人	5人	4人	6人	8人	6人	6人	0人	59人

## 平成19年 佐井村交通安全母の会定時総会

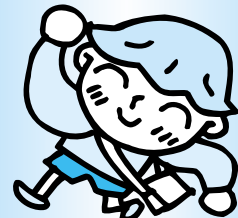
2月8日(木)、アルサスしおさいホールで「平成19年佐井村交通安全母の会定時総会」が開催されました。

総会には、来賓、関係者及び母の会会員合わせ、およそ70名が出席し、平成18年事業報告や平成19年事業計画案について、協議を行いました。

交通事故犠牲者に対する追悼の黙祷、佐井村交通安全母の会の歌斉唱に続き、表彰では、交通安全の重要性を強く認識し、交通事故防止に尽くされた功績を称え、大間警察署から岡林玉枝さん、母の会から福田綾子さん、和田友子さんにそれぞれ感謝状が贈呈されました。また、小学1年生のみなさんに、防災無線による呼びかけに協力していただいたお礼として、記念品がプレゼントされました。

最後に、大会宣言を行い、交通死亡事故ゼロ3,500日へ向け、これからも交通事故の無い佐井村を目指し、より強力な活動を推進することを誓いました。

交母だより



佐井村  
交通安全母の会

みんなで続けていこう！  
交通死亡事故ゼロ  
次の目標は3,500日

記録

3,373日

(3/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

3月の早め点灯時間は午後3時30分です。



大間警察署長からの感謝状贈呈  
(岡林玉枝さん)



母の会からの感謝状贈呈  
(左：福田綾子さん、右：和田友子さん代理佐々木好子さん)



防災無線による呼びかけをしてくれた一年生のみなさん



会員をはじめ、多くの関係者が出席しました

## オウム真理教関係特別手配被疑者の早期発見・検挙にご協力を！

懸賞金・1人200万円

### お願い

この3人は、偽名を使うなどしてマンション・アパート・貸家等に潜伏している可能性があります。「似ている」と思ったら、ためらわず110番または大間警察署・佐井駐在所にご連絡をお願いします。

※被疑者の年齢は、平成19年2月1日現在。

公証人役場事務長  
逮捕監禁致死等



現在のイメージ画  
ひらた まこと  
平田 信 (41歳)  
・183cm ・ひげが濃い  
・左首筋にホクロ

地下鉄サリン事件・殺人、  
同未遂等



現在のイメージ画  
たかはし かつや  
高橋 克也 (48歳)  
・173cm ・眉毛が濃い  
・近視

地下鉄サリン事件・殺人、  
同未遂



現在のイメージ画  
きくち なおこ  
菊地 直子 (35歳)  
・159cm  
・右こめかみ、右目下にホクロ

## 少年を福祉犯罪等の被害から守ろう

「青森県青少年健全育成条例」が改正されました 地域の子どもは、地域で守りましょう！  
改正の趣旨

深夜営業店の増加やインターネットをはじめとする情報化の進展、書籍等のリサイクルの一般化など青少年を取り巻く社会環境によって生じている新たな課題に対応していくため「青森県青少年健全育成条例」が改正されました。

### 条例改正の内容

- ☆個室カラオケ営業所への立ち入り規制（第15条の6）違反すると20万円以下の罰金  
個室カラオケ営業を営む者は、深夜において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはいけません。
- ☆古物の買い受け等に関する規制（第15条の7）違反すると10万円以下の罰金  
古物商・質屋は、保護者の委託・同意がある場合や正当な理由がある場合を除き、青少年から古物の買い受けや質受けをしてはいけません。
- ☆深夜の連れ出し行為等の禁止（第24条）違反すると10万円以下の罰金  
何人も保護者の委託・同意がある場合や正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。
- ☆インターネット上の有害情報からの青少年の保護（第21条の2）
  - ・保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧させないように努めなければなりません。
  - ・インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入场者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させないように努めなければなりません。
  - ・パソコンや携帯電話等の販売業者やプロバイダ等のインターネット業者は、有害情報を青少年に閲覧させないようにするため、フィルタリングソフトの活用等の必要な情報を提供するように努めなければなりません。



### 自分を守る！ネット利用の基本ルール（犯罪の被害者にならないために）

- ★掲示板にはむやみに個人情報を入力しない
- ★知らないアドレスからきたメールは返信しない
- ★「出会い系サイト」などネット上で知り合った人とは会わない
- ★覚えのない「出会い系サイト」利用請求には応じない

## 駐在日誌 ～1月中の事件・事故概況～

【事件】 器物破損 1件 大佐井地区 窃盗（タイヤ盗） 1件 黒岩地区  
【事故】 物件事故 2件 福浦・原田地区

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。



# 2月の出来事



## 第22回むつ・下北地区子ども会郷土芸能発表会

2月4日(日)に、下北文化会館「大ホール」において標記発表会が開催されました。管内から7子ども会が出演し、各地域の郷土芸能を上演しました。

佐井村からは、矢越地区「はまなす子ども会」が出演し、見事な「矢越鮪大謀網ばやし」を披露し、会場は大いに盛り上がりました。

あたたかいご声援・ご祝儀をたくさん頂きありがとうございました。



## 平成18年度コミュニティ助成事業

宝くじの普及広報を図るため、財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業により、長後神楽会が、太鼓・神楽衣装等を新調しました。また、福浦芸能保存会は、歌舞伎に使用するカツラ、鎧等を新調しました。

これらは、今後、郷土芸能の保存伝承活動のために有効に活用されます。



長後神楽会



福浦芸能保存会

## 第29回 佐井村小学生卓球大会 第36回 佐井村卓球選手権大会

2月18日(日)、佐井中学校体育館で標記大会が開催されました。寒い中、参加者は闘志あるプレーで会場は熱気に包まれていました。なお、結果は下記のとおりです。

### ◆4年以下男子

優勝 佐藤 雅希 (佐井小)  
準優勝 樋口 圭介 (佐井小)  
第3位 奥本 翔 (佐井小)  
※リーグ戦のため3位は1人

### ◆5年以上男子

優勝 長島太平斗 (佐井小)  
準優勝 佐藤 祐希 (佐井小)  
第3位 舘脇 勇助 (佐井小)  
第3位 中西 一真 (牛滝小)

### ◆一般団体

優勝 竹内ファミリー  
準優勝 チーム山本  
第3位 RSチーム・チームこめいち

### ◆4年以下女子

優勝 菊池 佳歩 (佐井小)  
準優勝 田中 美月 (佐井小)  
第3位 西谷 真子 (佐井小)  
第3位 山路 早苗 (佐井小)

### ◆5年以上女子

優勝 島野 真由 (佐井小)  
準優勝 仙台 円 (奥戸小)  
第3位 福田 真桜 (佐井小)  
第3位 能登 郁恵 (佐井小)

### ◆一般個人

優勝 樋口 博紀  
準優勝 島野 慶司  
第3位 菊池 丈博・永江登志信



## 東北大会のステージに響いた <最～SAI～高の音楽>

平成19年2月11日10時59分。佐井中学校吹奏楽部の名をアンサンブルコンテスト東北大会に名を刻みこんだ瞬間である。青森県代表として、管打楽器五重奏のメンバーは、この大会では演奏できなかったサクソフォンの4人、すでに活動からしりぞいている6人の仲間の思いを胸に、八戸市公会堂のステージにたっていた。私は静かにその瞬間を、手を合わせ祈りながら応援しているサクスのメンバーとともに、ステージ袖で確かめていた。中学校の部では3チーム目の演奏だったが、千尋の音がでた瞬間に会場の空気が一変したことを覚えている。志穂のソロ…会場の目が釘付けになっていた。中学生のアンサンブルではありながら、大人の雰囲気をもったことのできるこの子たちはすばらしいと感動している自分がある。楽器をもって8ヶ月目に入った貢樹が短いフレーズだがとても大切なソロを吹き、他は支えの役目をする。ユーフォを持って2ヶ月目の起与の響く高い旋律、そして全体をリードする脩のドラム…五人がそれぞれの役目をしっかり果たすことで、この曲「枯葉」はなりたっていた。

表彰式。ゴールド金賞で大きな歓声！それは今回の大会では青森県代表の中でたった1チームしか獲得できなかった価値ある〈金賞〉となった。しかし子どもたちは全国大会にいきたいという思いが強かった。代表権がなかったと知ると涙していた。それほど手ごたえのある演奏だった。

大会が終わったある日、帰り道に時々立ち寄るコンビニのマスターが私にこう言った。「先生！おめでとうございます。すごいですよね。やればできるのだという証明ですよ。私たちは都会からみれば確かに言い方は悪いけど田舎に住んでいます。でも、先生のところの子どもたちをみれば、やることをやればこうなるのだということ、同じ人間、どこでどう素質を伸ばすかということ、都会も田舎も関係ないんだなって実は、私たち他町村ですが、勇気をもらえました！」と。日頃地域の方々にお世話になっているのだということをお願いしてきたが、今回の大会でもそれを強く感じた。報告コンサートへの来客数、多くの御支援、かけていただく暖かい声、佐井村に誇りをもちながら堂々と演奏してきたあの子たちは、多くの勇気と希望を、村に、下北に、青森県に与えることになった。プログラムを見渡してみると、村立の学校が代表になっている県はない。小さな自慢だが、それだけ大きな結果だったといえる。

1週間前、志穂が仙台市で行われた第15回全日本中学生高校生管打楽器ソロコンテスト東北大会に出場した。全国大会出場までほんのわずかだったという結果を聞き、金賞を受けながらも悔しさも相当なのだが、こうした一つ一つの積み重ねこそ、佐井中学校吹奏楽部の残した足跡となっているのである。来年は人数が少ないというハンデをどう克服するか、子どもたちは一人ひとりの技量と意識は相当高い。また多くの活躍を村の皆様へ報告したいと、後輩たちも口にする。音楽は心の表現、それだけの子どもたちが佐井村にはたくさんいるのだと改めて思う。

### ○躍進 佐井中学校～吹奏楽、スキー

- 第15回全日本中学生高校生管打楽器ソロコンテスト東北大会  
中学校の部 金賞 館脇 志穂
- 全日本アンサンブルコンテスト第34回東北大会  
中学校の部 金賞 佐井中学校 管打楽器五重奏  
Tb 川岸 千尋 Ep 館脇 志穂 中村 起与  
Tuba 間山 貢樹 Ds 奥本 脩
- 第42回下北ジュニアスキー選手権大会  
大回転競技 中学校男子の部 第1位 磯川 颯



## 第34回南部地区室内陸上競技選手権大会 <牛滝中学校>



船越隼斗くん(右)  
[40mH 第1位 6秒3]  
[立ち三段跳び 第1位 7 m91]  
竹内智志くん(左)  
[40mH 第7位 6秒8]  
[40m 第36位 6秒1]

平成19年1月14日(日)、八戸市体育館で行われた、第34回南部地区室内陸上競技選手権大会は、2007年最初の大会でしたが、2人とも素晴らしいスタートを切りました。

初めての室内陸上ということで、ちょっと戸惑ったところもありましたが、昨年大きな大会を経験したことで精神的に成長したのでしょうか、アップの仕方・競技開始までの時間の使い方・試技間の動きなど、安心して見ることができました。

智志君が右足付け根の肉離れで、100%の力を出せなかったのはちょっと残念でしたが、出だしは最高です。

今回の大会には、投てき種目がなかったので祥さんは出場しませんが、2月17日(土)に、三沢市体育館で行われる【三沢市室内陸上競技大会】には、ボール投げ(室内での砲丸投げ)があるので、ぜひ参加し、頑張らせたいと考えています。

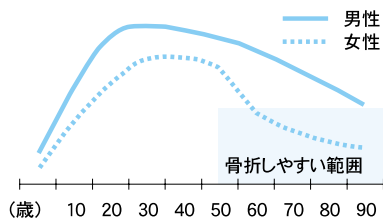
2007年も納得のいく結果が残せる充実した年にしたいと思いますので、応援よろしくをお願いします。

# こつこつかにカルシウム貯金をしていませんか？

保健師だより

「骨粗鬆症」とは加齢に伴い体の中のカルシウムが不足して骨に鬆が入ったようになり骨がもろくなる状態になります。骨粗鬆症の人が転ぶと骨折しやすく、特に高齢の人の寝たきりの原因ともなります。

## ■加齢による骨量の変化



左のグラフのように一般に男性のほうが女性より骨量も多いといわれています。男女とも10代後半から20代にかけて骨量はピークとなり30代後半から40代前半あたりから徐々に減り始めます。

若い時から自分自身の最大骨量を高めておけば加齢で骨量が減り始めたとしても病的に骨がスカスカになるのを防ぐことができます。

## 年代別の望ましいカルシウム量

幼児（～6歳）	500mg
小学生	700mg
中学生・高校生	700～900mg
成人	600mg
妊婦	900mg
授乳中	1100mg

食物に含まれているカルシウムの全てが体に吸収されるわけではありません。牛乳・乳製品は50%、いわし丸干しは30%、野菜は17%くらいしか体に吸収されません。

## 骨密度検診を受けましょう！

毎年、乳がん・子宮がん検診に合わせて骨密度検診を実施してきましたが、19年度からの骨密度検診は4月の2日間のみの実施となります。

対象者は20歳以上の男女となりましたので、受診を希望される方は保健協力員が配布する申込み用紙に記入してください。

検診日	対象地区
4月16日(月)	大佐井、川目、磯谷、長後、福浦
4月17日(火)	古佐井、原田、矢越、牛滝

また、口腔がん検診も実施しますのでこの機会に受診してください。

## ちょっと一品

## ゆで卵と春菊のチーズ焼き ～カルシウムをたくさんとるために～

エネルギー271Kcal たんぱく質18.6g 塩分0.8g カルシウム443mg

材 料（2人分）：ゆで卵150g 春菊100g サラダ油少々 塩・こしょう少々 ピザ用チーズ60g

作り方：①ゆで卵は大きく刻みます。

②春菊は2～3センチ長さに切り、サラダ油で軽く炒め、塩・こしょうします。

③グラタン皿などに春菊を敷いて卵を乗せ、ピザチーズをかけます。

④オーブントースターに入れ、チーズがとけてこんがりした焼き色がつくまで7～8分焼きます。

## 歯科だより アンチエイジング？

アンチエイジングって聞き慣れない言葉ですね。いや、女性ならお肌のエステで言葉が使われているのを見たり聞いたことがあるかも知れません。

アンチエイジングは言葉の意味としては、抗加齢、分かりやすく言えば、若返りでしょうか。さらにアンチエイジング医学とは、従来の医療が対象にしていた「病気の治療」から、病気にならない「予防医学」から進んで「健康な人のさらなる健康」を指導するプラスの医療、究極の予防医学だそうです。

100歳以上の超高齢者の機能的・形態学的な研究から、諸臓器のバランスのよい生理的な老化は、多くの人に見られる病的な老化と比べて進行が穏やかであることが分かってきています。アンバランスで病的な老化を、積極的に予防し、治療し、老化の原因と考えられる「ホルモン低下」、「酸化ストレス」、「免疫力低下」…などを防ぐために、今まで医療として積極的に介入してこなかったサプリメント指導を含む栄養指導や、運動、ストレスケアなどをも含めて対処していきます。

歯科でも 1. 容姿管理（いつまでも若々しく美しく）、2. 体調管理（体力、気力の充実、頭脳明晰）、3. 寿命管理（長生きのために）などに貢献できると考えられます。

お口も体の一部、全身とのバランスを保ち、若々しくありたいものですね。

歯科保健センター（佐井診療所）TEL 38-2261

# 住民福祉課から

## 国民年金だより

役場住民福祉課 ☎2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎2278

### 離婚時における厚生年金の分割について

離婚した場合に厚生年金を分割できるようになる「離婚時の分割制度」が平成19年4月から実施されます。基本的な仕組みは次のとおりです。

- ①対象となるのは、平成19年4月1日以降に成立した離婚ですが、平成19年3月31日以前の婚姻期間も対象になります。事実婚でも、届出により相手に扶養されていると認められた第3号被保険者期間であれば年金分割の対象期間になります。
- ②離婚した場合、婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額）を夫婦間で分割できるようになります。
- ③分割割合は、夫婦双方の対象期間における保険料納付記録の合計額の上限2分の1です。
- ④分割割合については夫婦間の合意が必要です。原則、離婚後2年以内に社会保険事務所に請求します。もし、合意がまとまらない場合は、どちらか一方の求めにより、裁判所が分割割合を決めることができます。
- ⑤年金分割を受けるためには、その本人が受給資格を満たす必要がありますので、離婚後の保険料も納め忘れのないようご注意ください。
- ⑥分割された年金は、夫の死亡後も受け取れます。また、厚生年金（報酬比例部分）の額のみに反映し、受給資格期間には反映されず基礎年金の額にも影響しません。詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

### 遺族厚生年金の見直しについて

- 平成19年4月から65歳以上の遺族厚生年金受給権者は、原則として本人の老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けた上で、改正前の制度で受けられる年金額との差額を遺族厚生年金として受け取ることとなります。
- 夫の死亡時に、子がない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金は、平成19年4月から5年間の有期給付となります。
- 子のいない妻には遺族基礎年金は支給されません。この妻に対して、夫死亡時に妻が35歳以上であれば、40歳になるまで待機した後、中高齢寡婦加算が65歳になるまで加算されていました。平成19年4月からは「夫死亡時35歳以上の妻」の要件が「40歳以上の妻」に変更され、妻が40歳前に夫が死亡した場合は中高齢寡婦加算がつかないこととなります。  
なお、ここでいう「子」とは18歳到達年度の末日までか、20歳未満で1、2級の障害にありかつ婚姻していない子のことです。  
詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

### 原付バイク等、軽自動車の廃車手続きは済みましたか？

軽自動車税は、4月1日現在所有する方に課税されます。

使用しなくなった車輛の標識（ナンバー）を返還せずに放置していませんか。

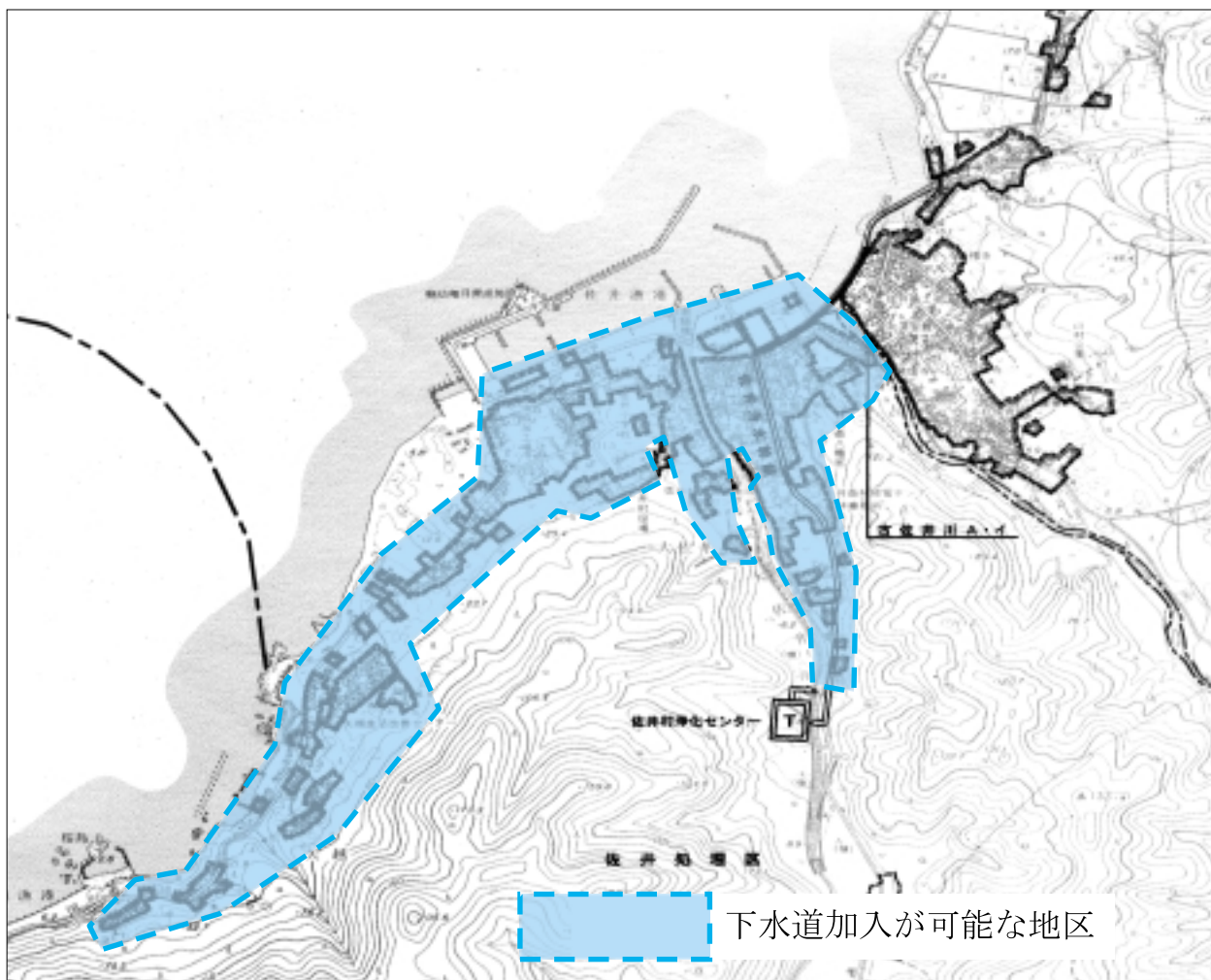
廃棄・滅失等により使用しなくなった場合は、役場で交付した標識（ナンバー）を返還し廃車の手続きをして下さい。

また、役場で交付以外の標識（軽自動車の黄色標識等）返還等については、(社)全国軽自動車協会連合会青森県事務取扱所（TEL 017-739-0441）になります。

**【問い合わせ先】** 住民福祉課国保税務係 TEL 38-2111（内線36）

# 産業建設課から

## 4月1日から下水道加入の受付が始まります



4月1日より、矢越・糠森・大佐井地区において下水道が供用開始となります。快適な生活環境をつくり美しい自然環境をとりもどすため、下水道加入を希望する方はお早目の申込みをお願いします。

### ○下水道への接続は3年以内に

くみ取り便所のご家庭は供用開始から3年以内に、浄化槽を使用しているご家庭は速やかに排水設備工事を行い、下水道に接続しましょう。

### ○工事の申込みは指定工事店へ

下水道への接続工事は、村で指定している工事店以外では行えません。工事は必ず指定下水道工事店に申し込んでください。

### ○融資あっ旋制度（増改築のみ）

村では、供用開始から2年以内に下水道に加入される方に対して改造工事資金の融資をあっ旋しております。70万円を限度として5年（60回）以内で償還していただき、それに伴う利子分を村で全額負担する制度です。ぜひご利用下さい。

不明な点等ございましたら役場産業建設課（38-2111）までお問い合わせ下さるようお願いします。



## 函館／大間航路 就航船舶法定検査(ドック)期間の運休について

この度、函館／大間航路就航船舶(ばあゆ)が、法定検査のため、下記のとおり運休いたします。ご利用のお客様には、大変ご不便お掛けいたしますが、何卒ご協力賜りますようお願いを兼ね、お知らせします。



		3/8	3/9～3/14	3/15	3/16～
大間発	07:10	○	×	×	通常運航
	13:50	×	×	○	
函館発	09:30	×	×	○	通常運航
	16:20	×	×	○	

○印は運行いたします。 ×印は運休いたします

(注) 3/8は大間発07:10が出港後運休となり、3/15は函館発09:30からの運行再開となります。

○ご不明な点がございましたら東日本フェリー大間支店までご連絡ください。

TEL 0175-37-3111 FAX 0175-37-3438

## 消費生活用製品安全法が改正されました

昨年、パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭シユレツダーによる幼児手指切断事故など身の回りの製品による事故が多数発生しました。

このような製品事故の拡大を防ぐため、消費生活用製品安全法が改正され、死亡重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、製造事業者等重大事故があったことを知った日から十日以内に、国へ事故報告することが義務付けられました。

そこで、消費者の皆様は次のことをお願いいたします。

- ① 製品事故に関するニュースや新聞等に注目してください。
- ② 製品事故の被害にあわれた場合は、製造事業者や販売店、消費生活センター等に至急ご連絡ください。
- ③ 身の回りの製品を使用する際は、使用上の注意をよく読み、正しく使用しましょう。また、幼児がいるご家庭では、製品事故に幼児が巻き込まれないように、十分ご注意ください。

詳しくは

経済産業省製品安全サイト  
<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seisan/index.htm>

## 軽自動車の名義変更・廃車手続及び車検はお早めに!

毎年三月は、各申請及び検査車輛が著しく増加。中でも週末と下旬には特に集中するため、窓口や検査場が非常に混雑します。皆様の待ち時間を短縮とスピーディーな手続きを

実施するため、混雑する時間を避け、早めの手続きをお願いいたします。

### 軽自動車テレフォンサービス

軽自動車の各種申請手続きなどの案内を電話やFAXから二十四時間受け継ぐことができます。

電話 〇一七二七六二一一五八  
 電話 〇一七二七三九一五六八

軽自動車検査協会 青森事務所  
 電話 〇一七二七三九一五六八

## 自動車の名義変更・廃車手続及び車検はお早めに!

【車検は一ヶ月前から受けられます】

例年三月は、名義変更(移転登録)・廃車(抹消登録)・住所変更等(変更登録等)の手続きで、運輸支局及び事務所の窓口は大変混雑します。特に、三月中旬頃からは待ち時間が長くて申請者の皆さんが大変ご不便をおかけしております。名義変更や廃車等の手続きは、できるだけ三月十五日以前に手続きしていただくようお願いいたします。

また、三月は車検(継続検査)も大変混雑します。車検は一ヶ月前から受けることができますので、三月下旬に集中しないようお早めに受検していただくようお願いいたします。

なお、自動車の登録手続きについてはテレフォンサービス(情報案内)、検査の諸手続及びユーザー車検の予約については電話予約等をご利用下さい。

近年、登録事項等証明書を用いた組織的な自動車盗難事件や自動車検査証の不正な再交付申請が発生しております。そのため、犯罪防止のため運輸支局及び事務所の窓口において登録事項等証明書交付請求及び自動車検査証再交付申請時に本人確認(自動車運転免許証等の提示)を行ってまいりますので、皆様方のご理

解とご協力をお願いいたします。

### 東北運輸局青森運輸支局

青森市大字浜田字豊田一三九一三  
 テレフォンサービス(情報案内)  
 電話 〇五〇一五五四〇二二〇〇八

ユーザー車検予約  
 電話 〇五〇一五五四〇二二〇〇八

東北運輸局青森運輸支局  
 八戸自動車検査登録事務所

八戸市桔梗野工業団地三丁目十二  
 テレフォンサービス(情報案内)  
 電話 〇五〇一五五四〇二二〇〇九

ユーザー車検予約  
 電話 〇五〇一五五四〇二二〇〇九

登録窓口受付時間  
 平日 八時四十五分～十二時  
 十三時～十六時  
 (土・日・祝日は閉庁日です。)

支局ホームページURL  
<http://www.tht.mlit.go.jp/am/>  
<http://www.tht.mlit.go.jp/am/am-index.htm>

ユーザー車検予約専用URL  
<http://www.kensayayaku.mlit.go.jp>

## 「司法書士による全国一斉多重債務110番」(無料電話相談)

多重債務でお悩みの方、秘密厳守で専門家が答えします。自己破産・民事再生・債務整理手続について、司法書士が直接お答えします。お気軽にお電話下さい。

電話(代表)番号  
 〇一七二七三三〇〇二

(※当日のみ特設電話番号)

### 相談日時

平成十九年三月二十五日(日)  
 午前十時～午後四時

### 相談料

無料

### 当日、無料面接相談

会場 青森県司法書士会館

電話 〇一七二七三三〇〇二  
 青森市長島三二五一十六  
 電話 〇一七二七三三〇〇二

## 「品目横断的経営安定対策」 十九年四月「百より加入手続き開始」

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」が、平成十八年六月十四日に成立しました。この法律は、これまでの全ての農業者を一律的に対象とし品目の価格に着目して講じてきた対策を見直し、十九年産から担い手に対象を絞り、その経営全体の安定を図る施策（品目横断的経営安定対策）に転換するものです。

この施策による交付金には、生産条件不利補正対策交付金（対象品目は麦、大豆）と収入減少影響緩和対策交付金（対象品目は米、麦、大豆）があり、いずれの加入対象農業者も認定農業者（四ha以上）集落営農組織（二〇ha以上）が加入要件となります。（経営規模要件には、中山間地域の地域特例や所得水準の所得特例等がありますので、詳しくは関係機関にご相談ください。）

米・大豆の加入申請手続きの受付は、十九年四月二日から各地の農政事務所が始まります。

**【問い合わせ先】**  
**加入・相談窓口**  
東青・下北地域  
青森農政事務所 農政推進課  
電話 〇一七―七七―三五一二

**相談窓口**  
東青・下北地域  
同青森統計・情報センター  
電話 〇一七―七三―四一五五一四

## 交通遺児育成基金 制度のご案内

◆**制度概要**  
交通遺児（満十三歳未満）が損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで加入しますと、この資金に国、民

間からの援助金を加えて、安全・確実な運用をし、交通遺児が満十九歳に達するまで、三ヶ月ごとにまとめて育成給付金を給付します（年金方式）。

◆**拠出金（加入時）**

・〇～四歳	七〇〇万円
・五歳	六六五万円
・六歳	六三〇万円
・七～八歳	五九五万円
・九歳	五六〇万円
・十歳	五二五万円
・十一歳	四八五万円
・十二歳～十二歳六ヶ月未満	四五五万円
・十二歳六ヶ月～十三歳	四三〇万円

◆**育成給付金（月額）**

・〇～五歳	三万二千元
・六～八歳	四万円
・九～十一歳	四万五千元
・十二～十四歳	五万五千元
・十五～十八歳	七万円

◆**給付金総額（加入時年齢・受取総額）**

・〇～二歳	〇七〇～九九〇万円
・三～五歳	九五〇～八七〇万円
・六～八歳	八四〇～七四〇万円
・九～十歳	六九〇～六四〇万円
・十一～十二歳	五八〇～五〇〇万円

育成給付金は、拠出金等を取り崩しながら支給されますので、加入者が満十九歳に達したときの返還金はありません。

◆**その他給付**  
加入者が満六歳、満十二歳および満十五歳に達し、小学校、中学校、高等学校へ入学または就職するときに、それぞれ三万五千元（加入者が満十九歳に達し、育成給付金の支給が完了するときは、完了給付金二万円）を支給します。

◆**問い合わせ先**  
財団法人 交通遺児育成基金

## 「国の教育ローン」の融資制度

〒100-0001 東京都千代田区麹町六-1-25  
上智麹町ビル六階  
フリーダイヤル 〇二〇―一六―三六一  
TEL 〇三―五二―二四五一  
FAX 〇三―五二―二四五一  
電子メール info@kotsuji.or.jp  
ホームページURL http://www.kotsuji.or.jp

◆**ご融資額**  
学生・生徒お一人につき二〇〇万円以内

◆**利率** 年二・三%  
（平成十九年一月十二日現在）

◆**ご利用いただける方**  
大学、短大、高校、専修学校等に入学・在学または海外留学（六ヶ月以上）される方の保護者で、世帯の年間年収が九九〇万円（事業所得者は七七〇万円）以内の方

◆**お使いみち**  
学校納付金、受験にかかった費用、アルバイト代、教科書代、パソコン購入費、通学費等

◆**ご返済期間** 十年以内  
（在学期間中は元金据置が可能）  
ただし母子家庭、交通遺児家庭の方は一年の延長可能

◆**保証**  
（財）教育資金融資保証基金の利用または連帯保証人

◆**ご相談・お問い合わせ**  
教育ローンコールセンター  
〇五七〇―〇八六五六  
（ナビダイヤル）  
〇三―五三―一八六五六  
国民生活金融公庫 青森支店  
電話 〇一七―七三―二二三三  
青森市長島一四二二

## 100万人のガンバリサポート!! スポーツ安全保険（傷害保険+賠償責任保険+共済見舞金）

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です

**対象となる事故**：○グループ活動中の事故 ○往復中の事故  
**保険期間**：毎年4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時  
※年度途中で加入された場合は加入手続きを行った翌日から3月31日までとなります。  
**掛金**：1人年額500円～9,000円  
（団体の活動内容・年齢構成などによって異なります）

財団法人スポーツ安全協会 青森県支部 〒038-0021 青森市安田近野234-7 青森県体育協会内  
TEL 017-782-6984（電話受付時間は平日午前8時30分から午後5時00分まで）  
※詳しくは、ホームページをご覧ください。http://www.sportsanzen.org  
●資料請求はFAXでも受付しております。0120-104442（FAX専用）

## 国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施いたします。

試験名	受付期間（最終日の通信日付印有効）	第1次試験日
I種試験（大学卒業程度）	4月2日(月)～4月9日(月)	4月29日(日)
II種試験（大学卒業程度）	4月13日(金)～4月24日(火)	6月17日(日)
III種試験（高校卒業程度）	6月26日(火)～7月3日(火)	9月9日(日)

なお、申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページ又は下記にお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

人事院東北事務局 第二課 試験係  
TEL 022-221-2022

人事院ホームページ <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

## 平成19年度の危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施日程

試験別	試験実施日	試験実施場所	種別	願書受付期間
前期 危険物取扱者試験	6月16日(土)	弘前市・八戸市	甲種 乙種 丙種	5月7日 } 5月16日
	6月23日(土)			
	6月17日(日)	青森市・十和田市・むつ市		
	6月24日(日)			
6月30日(土)	鯉ヶ沢町			
後期第1回 危険物取扱者試験	11月10日(土)	弘前市・八戸市	甲種 乙種 丙種	9月25日 } 10月4日
	11月17日(土)			
	11月11日(日)	青森市・十和田市・むつ市		
	11月18日(日)			
12月1日(土)	鯉ヶ沢町			
後期第2回 危険物取扱者試験	平成20年 2月16日(土)	六ヶ所村	甲種 乙種	平成20年 1月7日～16日
前期 消防設備士試験	8月25日(土)	八戸市	甲種 乙種	7月17日 } 7月26日
	8月26日(日)	青森市	甲種 乙種 丙種	
後期 消防設備士試験	平成20年 2月2日(土)	八戸市	甲種 乙種	12月10日 } 12月19日
	平成20年 2月3日(日)	青森市		

(注) 消防設備士試験の甲特とは、甲種特類試験です。

＜問い合わせ先＞ 〒030-0861 青森市長島2-1-5 みどりやビル4階

(財)消防試験研究センター青森県支部 (TEL: 017-722-1902)

## アルサスからのお知らせ

**3月のイベント情報** 3月17日(土) 室内交流ゲートボール大会(しおさいホール)  
＜16日から練習可能＞

※19年度のアサス物産市場は4月から開催！…企画中…（野菜の苗販売等）

※しおさいホール・海峡の間でカラオケができるようになりました。（大好評予約受付中）

お問い合わせ先 佐井定期観光(株) TEL 0175-38-2255・4513

## 戸籍の窓口

2月15日現在

### ◎お誕生おめでとう

木部 朱里 ( 司 ) 原 田

### ◎ご結婚おめでとう

( 竹内 正 大佐井  
那須野 文 神奈川県  
星 正成 福島県  
山本 佳子 古佐井

### ◎おくやみ申し上げます

東出 ハギ ( 繁 ) 大佐井  
内藤 みゑ ( 柳みちゑ ) 福 浦  
田中 なよ ( 徳太郎 ) 福 浦  
草薙ヤチヨ ( 茂 夫 ) 大佐井  
池田 りわ ( 操 ) 原 田

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

## 今日は何の日?

3月19日  
ミュージックの日

ミュージックの日は、音楽関係者の労働団体である日本音楽家ユニオンが平成3年(1991)に制定しましたが、319(ミュージック)の語呂あわせからこの日になりました。

この日は、日本の音楽文化と音楽家の現状について広く理解を求め、その改善の為の支持を得ようという日だそうです。



## 佐井村臨時職員を募集します

平成19年度佐井村臨時職員を次のとおり募集します。

### 1 職種及び募集人員

- 一般事務 1名
- レセプト点検事務 1名
- 地域包括支援センター一般事務 1名

### 2 応募資格

- 一般事務  
昭和50年4月2日以降に生まれ、高等学校卒業(見込)以上の方。
- レセプト点検事務  
医療事務等の資格を有する方、もしくはレセプト点検3年以上の経験を有する方。
- 地域包括支援センター一般事務  
高齢者の保健福祉業務に意欲のある方  
普通自動車免許所得済みの方。

### 3 提出書類

- 履歴書及び健康診断書 各1通

### 4 提出期限及び提出先

- 平成19年3月12日(月) 17時  
佐井村役場 総務課

### 5 雇用期間

- 平成19年4月2日から平成19年9月30日まで

### 6 賃金

- 佐井村臨時職員の給与の取扱要領によります。

### 7 採用試験等

- 日 時 平成19年3月15日(木)  
13時30分から
- 場 所 佐井村役場 2階 第二委員会室
- 試験科目 面接

### 8 問い合わせ

- 佐井村役場 総務課 TEL 38-2111



●各種回数券のお求めは、  
下記委託販売店をご利用  
ください。

- ★佐井観光協会(アルサス内)
- ★磯谷…東出商店
- ★長後…滝本商店

じゅうごうせんとくちやんぱんはつちやんぱん  
長生堂 して せよ!!

## 福祉7片回数券

病院さ行くにも、孫の顔見さ行く時も…



500円以上なら5枚の値段で7枚ついてとってもお得な

<7片回数券>

65才以上の方に限ります

福祉回数券には早すぎるあなたへ

## 6片回数券

決まった区間をご利用の方には **【区間6片回数券】**  
いろいろ便利で使いやすい **【金券6片回数券】**

\*金券6片回数券は、回数券の金額より遠方へ  
ご乗車の際には、現金追加でご利用いただけます

下北交通株式会社

TEL.0175-22-3221 FAX.0175-23-4682